第十一条の三第六項中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十四項（施行令第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第七項中「第二十五条の八第十二項」を「第十八条の九第一項」を「第十八条の九第二項（第十八条の十第二項において準用する場合を含む。）」に「同項」を「第十八条の九第二項」に改め、「、株式等（法第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「、株式等」と」を削り、同条第八項中「第二十五条の十一第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第九項中「第二十五条の十一第四項」の下に「又は第五項」を加え、「同項の」を削り、同条第十四項中「（支払調書）」を「（株式等の譲渡の対価等の支払調書）」に改め、「適用される法第二百二十五条第一項第十号」の下に「（株式等の譲渡の対価等の支払調書）」を加え、同条第十五項中「第二百二十五条第一項第十一号」を「第二百二十五条第一項第十号」に改める。

第十一条の四第五項中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十四項（施行令第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第六項中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十四項」に、「第十八条の九第一項」を「第十八条の九第二項（第十八条の十第二項において準用する場合を含む。）」に「同項」を「第十八条の九第二項」に改め、「、株式等（法第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「、株式等」と」を削り、同条第七項中「第二十五条の十一第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第八項中「第二十五条の十一第四項」の下に「又は第五項」を加え、「同項の」を削る。

第十八条の九の見出しを「（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」に改め、同条第二項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十四項」に、「規定する株式等の」を「規定する一般株式等の」に改め、同項第一号イ中「株式等」を「一般株式等」に、「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十第一項」に改め、同号ロ中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項第二号中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

2　第二条第一項の規定は施行令第二十五条の八第十項において準用する施行令第一条の四第三項に規定する財務省令で定める方法について、第二条第二項の規定は施行令第二十五条の八第十項において準用する施行令第一条の四第三項に規定する財務省令で定める者について、それぞれ準用する。

第十八条の十を削る。

第十八条の九の三第一項第一号中「第二十五条の八の四第一項」を「第二十五条の十第一項」に改め、同項第三号中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「及びロに」を「からハまでに」に、「及びロ⑴」を「、ロ⑴及びハ⑴」に、「又はロ」を「からハまで」に改め、同条第二項中「第二十五条の八の四第三項」を「第二十五条の十第三項」に、「第三十七条の十の二第三項」を「第三十七条の十一の二第三項」に、「及びロ」を「からハまで」に改め、同条を第十八条の十の三とする。

第十八条の九の二第一項中「第二十五条の八の二第一項」を「第二十五条の九の二第一項」に改め、「第十八条の十一第四項第一号に規定する」及び「同号に掲げる」を削り、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「の株式」を「が発行した株式又は公社債」に改め、同項第二号中「第二十五条の八の二第八項」を「第二十五条の九の二第八項」に、「の株式」を「が発行した株式又は公社債」に改め、同条第三項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に改め、同条第四項中「第二十五条の八の二第六項」を「第二十五条の九の二第六項」に、「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「第三十七条の十の二第二項」を「第三十七条の十一の二第二項」に改め、同条第五項中「第三十七条の十の二第三項」を「第三十七条の十一の二第三項」に改め、同項第一号中「価値喪失株式（法第三十七条の十一の二第一項各号」に、「特定管理株式又は」を「特定管理株式等」に、「（以下この項」を「（以下この号」に、「）をいう」を「）又は同項に規定する特定口座内公社債をいう」に改め、「特定管理口座」の下に「又は特定口座」を加え、「価値喪失株式の」を「価値喪失株式等の」に改め、同号イ中「特定管理株式　当該」を「特定管理株式等である株式（イ及びロ⑹において「特定管理株式」という。）当該」に改め、同号イ⑴中「第二十五条の八の二第三項第一号」を「第二十五条の九の二第三項第一号イ」に、「特定株式会社等」を「特定株式発行法人」に、「第三十七条の十の二第一項各号」を「第三十七条の十一の二第一項各号」に改め、同号イ⑶中「第二十五条の八の二第二項第一号」を「第二十五条の九の二第二項第一号」に改め、「及び」の下に「当該事実の発生の直前において有する」を加え、同号ロ⑴中「特定株式会社等」を「特定株式発行法人」に、「第三十七条の十の二第一項各号」を「第三十七条の十一の二第一項各号」に改め、同号ロ⑵中「特定株式会社等」を「特定株式発行法人」に改め、同号ロ⑶及び⑹中「第二十五条の八の二第二項第二号」を「第二十五条の九の二第二項第二号」に改め、同号に次のように加える。

ハ　特定口座内公社債等（施行令第二十五条の九の二第三項第二号に規定する特定口座内公社債等をいう。ハにおいて同じ。）当該金融商品取引業者等の営業所の長が⑴に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（当該確認をした旨及び⑵から⑷までに掲げる事項の記載があるものに限る。）

⑴　当該特定口座内公社債等に係る施行令第二十五条の九の二第三項第二号イに規定する特定口座内公社債等発行法人について法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したこと。

⑵　⑴の事実の内容及びその発生年月日

⑶　当該特定口座内公社債等に係る施行令第二十五条の九の二第二項第一号又は第三号に規定する一単位当たりの金額に相当する金額及び当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債等の数

⑷　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所

第十八条の九の二第五項第二号中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の九第十三項において準用する施行令第二十五条の八第十四項」に、「価値喪失株式」を「価値喪失株式等」に、「第二十五条の八の二第二項各号」を「第二十五条の九の二第二項各号」に、「前条第二項において準用する第十八条の九第二項各号」に改め、同条第六項中「第二十五条の八の二第八項」を「第二十五条の九の二第八項」に改め、同項第一号中「第二十五条の八の二第十項第一号」を「第二十五条の九の二第十項第一号ニ」に改め、同項第二号中「第二十五条の八の二第十項第一号」を「第二十五条の九の二第十項第一号ニ」に改め、同項第三号中「第二十五条の八の二第十項」を「第二十五条の九の二第十一項第二号」に改め、同条第七項中「第二十五条の八の二第十項第一号ニ」を「第二十五条の九の二第十項第一号ホ」に改め、同項第二号中「第二十五条の八の二第十項」を「第二十五条の九の二第十一項第二号」に改め、同条第八項中「第二十五条の八の二第十一項第二号」を「第二十五条の九の二第十一項第二号」に改め、「附則第二十九条」を「附則第二十九条第一項」に改め、同条を第十八条の十の二とする。

第十八条の九の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十八条の十　施行令第二十五条の九第二項第一号に規定する財務省令で定める株式等は、次に掲げるものとする。

一　店頭管理銘柄株式（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場が廃止され、又は施行令第二十五条の八第九項第二号に規定する店頭売買登録銘柄としての登録が取り消された株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）のうち、認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。次号及び次条第一項において同じ。）が、その定める規則に従い指定したものをいう。次条第一項において同じ。）

二　認可金融商品取引業協会の定める規則に従い、登録銘柄として認可金融商品取引業協会に備える登録原簿に登録された日本銀行出資証券